ブレーキ警報時制動能力試験

1. 総則

ブレーキ警報時制動能力試験の実施にあたっては、本規定によるものとする。

2. 試験条件

2.1 試験は、自動車を定置状態にして行う。

2.2 試験自動車は積車状態とする。ただし、特別に制動力の判定の上限を高める必要がある場合には、臨時に余分のバラストを使用することができる。

2.3 試験自動車の制動装置は、正規に調整され、適切な慣らしを行った状態であり、かつ、異常な熱履歴、水濡れ等の影響を受けていない状態とする。

2.4 制動装置に空気、真空又はその他の動力源を使用している場合は、これらを正規の状態とする。

3. 試験方法

3.1 校正された圧力（真空）計を、低圧警報装置の圧力検出部の取付けられているエアー（バキューム）タンク（タンクを有しないものにあっては倍力装置の蓄圧部）に取付ける。ただし、当該タンク又は蓄圧部の圧力が測定できる場合は、入口部配管より分岐させた箇所に圧力（真空）計を取付けてもよい。

3.2 エンジンを停止させ、ブレーキ作動を行い、エアー（バキューム）タンク圧力を高圧（高真空圧）から徐々に低下させる。

3.3 エアーブレーキにあってはブレーキペダルを全ストロークまで、エアーサーボ及びバキュームサーボブレーキにあってはブレーキペダル踏力900N以下で踏み込んだ状態の圧力を低圧警報装置の作動圧力に調整した後、「制動能力試験」に基づき、制動効率を求める。

3.4 機能確認試験の方法

3.2の状態において圧力を徐々に低下させ警報装置の作動を確認する。また、そのときの圧力を記録する。

4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

4.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

4.3 制動装置の動力源の圧力を記入する場合にあっては以下のとおりとする。

(1) 空気圧の場合には、単位はキロパスカル(kPa)とし、小数第１位まで記入し次位を切り捨てるものとする。

(2) 真空圧の場合には、単位はキロパスカル(kPa)とし、整数位まで記入し小数点以下を切り捨てるものとする。

付表

ブレーキ警報時制動能力の試験記録及び成績

試験期日	
試験場所	
試験担当者	

1. 試験自動車

車名・型式（類別）	
車台番号	
制動装置形式	
制動力制御装置形式	
制動倍力装置形式（倍率）	
低圧警報時作動圧力 (kPa)	

2. 重量条件等

	前軸	後軸	合計
車両総重量(諸元値) W (kg)			
車両総重量(実測値) (kg)			
タイヤサイズ（呼び）			／
タイヤ空気圧諸元値 (kPa)			／
車両重量(諸元値) W_1 (kg)			
回転部分相当重量 W_r (kg)			

3. 試験条件

天候	
気温 (℃)	
試験路面	

4. 試験機器

重量計	
制動力測定装置	

5. 試験記録

操作力 (N)	各輪の読み (N)				制動力 (合計)	制動効率	備考
	前左	前右	後左	後右			
	F_1	F_2	F_3	F_4	F (N)	e	
0					0	0	f_n：初期値

参考計算式

$F = (F_1 - f_1) + (F_2 - f_2) + (F_3 - f_3) + (F_4 - f_4)$

$F = F_1 - f_1$

$e = \dfrac{F}{(W+W_f) \times G}$　Gは重力加速度（$9.8m/s^2$）とする。
W_rが不明な場合は次式による。

$W_r = 0.07W_1$ （普通トラック、大型特殊自動車又は小型特殊自動車の場合）
$= 0.05W_1$ （乗用車、小型トラック又はバスの場合）

6. 備考